

社会福祉法人ひゅうが福社会役員の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひゅうが福社会定款 21 条に規定する理事監事（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員がその職務のため、理事会に出席した場合には、次に掲げる費用を弁償する。

- (1) 交通費 実費（市内は、職員旅費規程により支給しない。）
- (2) 日 当 別表のとおり

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

日当

役員会等	5.000円
その他	7.000円